

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和4年7月11日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市中京区姉小路界限地区建築協定

2 申請者の氏名

柊家株式会社 取締役 面村 勝

3 建築協定区域

京都市中京区大文字町341番1、341番5及び344番、同区丸屋町335番1、同区中白山町274番、277番、279番、280番、280番1から280番4まで、281番、283番、285番、286番、286番1、286番3、287番、288番、288番1、289番、289番1、289番2、同区下白山町290番3、291番、291番1、292番2から292番4まで、293番、293番1、294番、295番1、295番2、299番、302番2から302番4まで、307番、309番、312番1、312番2、同区松下町125番、125番1、126番、128番1、131番2、136番2、140番1、同区福長町120番、120番1、123番1、123番2、同区柳八幡町74番5、74番7から74番9まで、74番11、75番2、75番4、78番1、79番、80番1、81番、82番、同区油屋町83番、84番1、84番2、86番、同区姉大東町547番、547番2、547番3、548番、549番1、550番から554番まで、556番1、556番2、558番から560番まで、同区菊屋町561番、563番、565番、565番1、566番から572番まで、573番1、574番、574番1、同区丸木材木町680番1から680番3まで、681番、683番4、同区大阪材木町685番3、686番、686番1、686番2、690番1、690番3、690番4、690番6、690番7、同区綿屋町538番、538番2から538番4まで、同区木之下町274番3、274番8、274番15、274番17から274番20まで、274番2

4、285番、285番1、289番、291番2、291番3、297番から299番まで、302番、304番、同区車屋町251番、255番5、260番、262番、263番、268番、270番から273番まで

4 建築協定区域隣接地

京都市中京区丸屋町338番、338番1、同区下白山町290番1、290番2、292番1、293番3、294番1、296番、296番1、296番3から296番6まで、297番、298番、298番2、298番4、298番5、302番、302番1、302番5、305番、305番1、310番、同区松下町125番2、同区福長町120番3、123番、同区柳八幡町74番、74番2から74番4まで、74番6、74番10、74番12、74番13、76番から78番まで、80番3、同区油屋町84番3から84番6、85番、87番、同区姉大東町555番、同区菊屋町562番、568番1、573番、同区丸木材木町682番、683番、683番1から683番3まで、684番、684番1、684番2、同区大阪材木町685番1、685番2、688番、689番1、690番2、690番5、同区東片町610番1、610番2、611番1、同区笹屋町446番1から446番3まで、同区木之下町274番、274番1、274番2、274番4から274番7まで、274番9、274番10、274番14、274番16、274番21から274番23、286番、287番1、288番、290番1、291番1、294番、296番、300番、301番、303番、305番、同区車屋町269番

5 建築協定の事項

建築物の用途、形態

6 協定の期間

10年間（有効期間の満了6箇月前までに、土地の所有者等から委員会に対して、書面により有効期間を延長しない旨の申立てをしない限り、有効期間を更に10年間延長するものとする。）

7 認可年月日及び番号

令和4年7月11日付け第13-001号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）